

個票（諮問対象）

資料6

	ページ
⑫ 本人開示等請求における手数料	1
⑭ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料	2
⑦ 個人情報取扱事務の届出	3
⑩ 開示決定等の期限	5
開示決定等の期限のイメージ	6
⑪ 開示決定等の期限の特例	7
⑮ 審査会・審議会設置に係る規定	8
⑯ 審議会への諮問の運用	9
⑳ 運用状況の公表	10

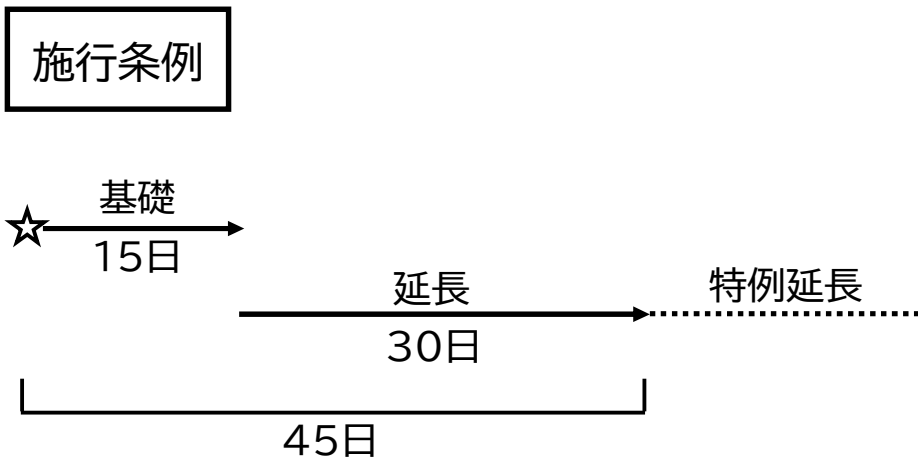
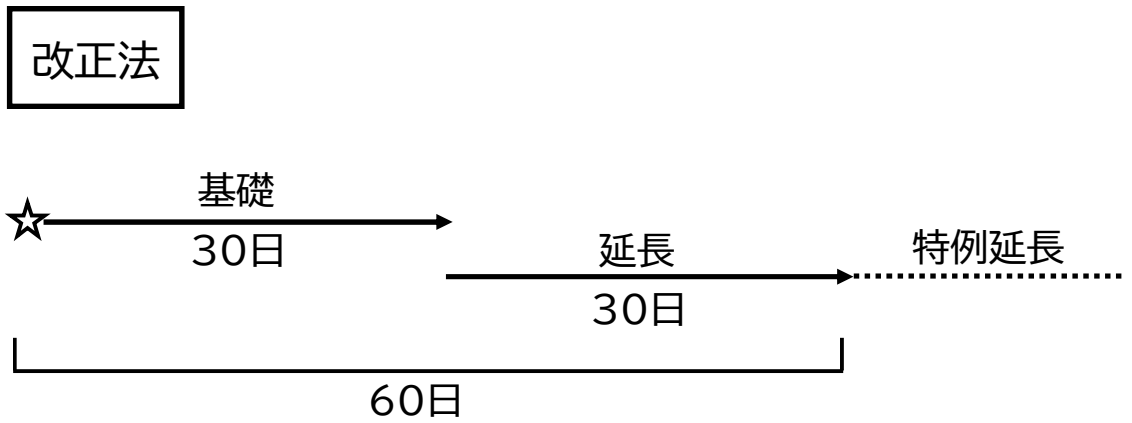
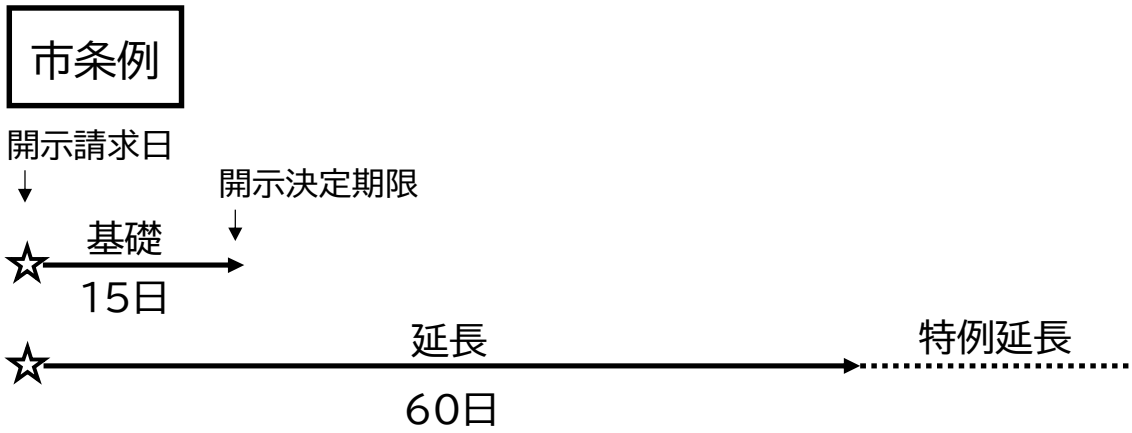
12		本人開示等請求における手数料			
要					
改正法	89条2項	(手数料)			
	地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において <u>条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u>				
市条例	17条	(費用負担)	ハンドブック P 86		
	第15条の13第1項に規定する方法のうち写しの交付に係る作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。				
主な相違点					
市条例では手数料規定がなく、規則による実費負担となっている。法改正により、手数料を定めることが必要とされた。Q&Aにより、 <u>写しの印刷などにかかる実費負担を手数料とは別に徴収することは可能とされている。</u>					
対応の方向性(案)					
手数料の規定は必須だが無料とすることは妨げられないため、 <u>請求時の手数料は無料とし、実費負担については、現行どおり規則に定めることとしたい。</u>					
資料ページ・番号					
法令	資料 2	P 6 【13】			
ガイドライン	資料 3	P 52	P 74		
事務対応ガイド	資料 4	P 20 【12】	P 25 【17】		
Q & A	資料 5	P 17			

14	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料				
要					
改正法	119条4項	(手数料)			
	<p>前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数を納めなければならない。</p>				
改正法	令31条	(行政機関等匿名加工情報の利用にかかる手数料)			
	<p>法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。</p> <p>一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに 三千九百五十円</p> <p>二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）</p> <p>2 法第百十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>二 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元</p>				
市条例	なし				
主な相違点					
<p>新設された事項につき市条例に規定なし。改正法における手数料の具体的な額は施行令に定められた。</p>					
対応の方向性(案)					
<p>全国的なデータの活用を進めていくうえで、手数料を施行条例に規定する必要がある。しかし、<u>金額については国の政令の規定に準ずる額の妥当性や、近隣他市の状況等を確認の上精査し規定したい。</u></p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P7【17】	P8【21】		
ガイドライン	資料3	P74			
事務対応ガイド	資料4	P22【15】			
Q&A	資料5	P21			

主な相違点					
<p>個人情報の取扱を開始することを機に事務を登録する規定は改正法にはない。しかし、個人情報ファイルを作成するにあたっての個人情報ファイル簿の作成が規定された。なお、その作成基準となる本人数が1,000人以上とされている。</p> <p>個人情報取扱事務登録については、改正法上作成の義務としての規定はないものの、75条5項に条例で帳簿の作成を規定することを妨げない旨の規定があり、また、事務対応ガイドにおいて、開示の決定通知のために、「利用目的の特定の方法として、利用目的について内部的に整理したものを文書化しておく」という対応の例示がなされており、むしろ推奨されている。</p>					
対応の方向性(案)					
<p>現在の個人情報取扱事務等登録票は、市政情報コーナーで市民向けに公開をしているが、紙ベースが基本となっておりデータでの活用を行っていない。</p> <p>個人情報の利用目的を特定する意義があることから、個人情報取扱事務の登録制度については維持する方向とし法施行条例に明文化したい。ただし、国の個人情報ファイル簿の運用と併せ、個人情報取扱事務登録にかかる帳票の定義やレイアウトの見直しを行い、さらにデータとして活用できるよう取り組んでいきたい。</p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P3【7】	P8【19】		
ガイドライン	資料3	P39	P41	P74	
事務対応ガイド	資料4	P9【5-1】	P13【5-2】		
Q&A	資料5	なし			

10	開示決定等の期限				
可					
改正法	83条	(開示決定等の期限)		94条(訂正決定等～)、102条(利用停止決定等～)	
	<p>開示決定等は、開示請求があった日から<u>三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>三十日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>				
市条例	15条の8	(開示決定等の期限)		ハンドブック P70	
	<p>19条の5(訂正決定等～)、21条の5(利用停止決定等～)</p> <p>開示決定及び前条第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、<u>開示請求があった日から起算して15日以内</u>にしなければならない。ただし、第15条の2第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>開示請求があった日から起算して60日を限度として延長</u>することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>				
主な相違点					
<p>改正法では、開示、訂正、利用停止のいずれの請求も決定期限が30日とされた一方、延長は期限に加えて30日以内とされた。また、<u>条例による短縮は許容されるが、法を超えた期限を規定することはできない。</u></p>					
対応の方向性(案)					
<p><u>決定期限を法定の30日とすることは、請求者にとって不利益となりうるため、市条例相当の15日に短縮することとしたい。</u>ただし、民法原則に従うこととなるため、<u>初日が不算入となる。</u></p> <p>また、市条例では延長を総日数で60日までと規定していたところ、改正法では基礎の期限に加えて30日までが延長可能と規定されたため、基礎の期限を15日とすることにより、<u>総日数は15日減り45日までとなる。</u></p> <p>延長期限が短くなることから、請求時に対象の具体性を求めることとし、応じられない場合は特例延長の運用をより柔軟に行えるか検討する。</p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P5【11】	P7【15】		
ガイドライン	資料3	P48			
事務対応ガイド	資料4	P19【10-1】	P25【17】		
Q&A	資料5	P15			

開示決定等の期限のイメージ



11	開示決定等の期限の特例				
可					
改正法	84条	(開示決定等の期限の特例) 94条(訂正～)、102条(利用停止～)			
	<p>開示請求に係る保有個人情報^{が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。}</p> <p><省略></p>				
市条例	15条の9	(開示決定等の期限の特例) 19条の5(訂正～)、21条の5(利用停止～)			
	<p style="text-align: center;">ハンドブック P72</p> <p>開示請求に係る保有個人情報^{が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。}</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>				
主な相違点					
<p>市条例では「開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に」と特例延長の期間が規定されている。改正法においても「60日」と規定されているものの、この日数は、基礎30日+延長30日によるものである。項目10番のとおり、開示決定期限を短縮した場合、基礎15日+延長30日の45日となる。</p> <p><u>改正法</u> 基礎30日+延長30日=60日 <u>施行条例</u> 基礎15日+延長30日=45日</p>					
対応の方向性(案)					
<p><u>開示決定期限を15日に短縮することにより、特例が開始する時期が60日から45日に変更となるため、これを法施行条例に定めることとする。</u></p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P5【12】			
ガイドライン	資料3	P48			
事務対応ガイド	資料4	P19【11】	P25【17】		
Q&A	資料5	なし			

15		審査会・審議会設置に係る規定			
可					
改正法	105条3項	(審査会への諮問)			
	前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。				
	行審法 81条	(地方公共団体に置かれる機関) 資料2 P9【22】			
	129条	(地方公共団体に置く審議会等への諮問)			
市条例	22条の2	(審査請求)	ハンドブック61ページ		
	24条	(審査会)	ハンドブック114ページ		
	25条	(個人情報保護運営審議会)	ハンドブック123ページ		
主な相違点					
行審法に基づく行政不服審査会が本市には設置されているが、行審法の規定では、別機関として個人情報保護審査会を設置することは可能とされている。また、国提供の条例イメージにも、条例で審査会を規定する例が提示されている。					
対応の方向性(案)					
審査会の稼働状況と審議会の役割が限定（次項で説明）されるため、施行条例に規定する審査会の形態は以下の4通りが想定されるが、本市としては④としたい。					
①現状どおり（「個人情報保護運営審議会」と「個人情報保護審査会」を別で設置する） ②審議会と審査会を1つの審議会とする ③審議会は常設とし、審査会は事件ごとに設置する ④個人情報保護審査会と情報公開審査会を合わせ1つの審査会とする					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P6【14】	P8【18】	P9【22】	
ガイドライン	資料3	P74			
事務対応ガイド	資料4	P20【13】	P24【16】		
Q&A	資料5	P22			

16	審議会への諮問の運用 ①審議会への諮問を前提とする規定(目的外利用・提供、オンライン結合等) ②許容される範囲での規定(制度運用等)				
①不可 ②可					
改正法	129条	(地方公共団体に置く審議会等への諮問)			
	地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、 <u>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</u>				
	特定個人情報保護評価に関する規則	(地方公共団体等による評価) 資料2 10ページ【25】			
市条例	25条	(個人情報保護運営審議会)		ハンドブック P123	
	次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 《中略》 (4) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の意規定による実施機関からの意見の求めに対し、調査及び審議を行い、意見を述べること。				
主な相違点					
① 市条例では目的外利用の要件として審議会への諮問を定めているところ、改正法では審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされた。					
② 改正法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが「特に必要と認めるとき」とは、事務対応ガイドにおいて「 <u>個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合は諮問ができる</u> とされた。 なお、事務対応ガイド別添の条例イメージにおいて、条例に規定が許容される諮問の具体例が以下のとおり示されている。 <ul style="list-style-type: none"> 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合 三 前二号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 					
対応の方向性(案)					
① 規定「不可」につき、個別事案の事前の諮問を要件とすることができないため、事前に諮問を行う規定は設けないこととする。					
② 一方、許容される範囲内での諮問として、以下について規定を設けることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の改廃 ・ 安全管理措置の基準策定 ・ 個人情報の取扱いに関する運用上の細則策定 ・ その他重要な運用上の取扱いの変更等 ・ 特定個人情報保護評価見直し 					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P8【18】	P10【25】		
ガイドライン	資料3	P70	P74		
事務対応ガイド	資料4	P24【16】	P25【17】		
Q&A	資料5	P22			

20		運用状況の公表			
改正法	なし				
	30条	(運用状況の公表)	ハンドブック P133		
市条例	市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。				
主な相違点					
改正法には規定はないが、6月7日付で個人情報保護委員会から提供された質疑応答集において、「規定することは妨げられない」とされた。					
対応の方向性(案)					
<p>個人情報保護制度の運用状況を公表することで、その実態を市民に対して明らかにすることを市長の責務として規定するものである。</p> <p>毎年度の初めに広報よこすかにより運用状況の公表をしている。また、ホームページ上においても運用状況を常時公表している。これを引き続き行うこととしたい。</p> <p>公表事項は、①個人情報取扱事務登録簿数、②開示等制度の利用状況（請求者数・請求件数）、③請求に対する決定への審査請求の処理状況（審査請求件数・諮問件数・審査件数・答申件数）、④個人情報保護運営審議会への諮問状況（諮問件数・内訳）などである。</p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	なし			
ガイドライン	資料3	なし			
事務対応ガイド	資料4	なし			
Q&A	資料5	なし			